

# In depth

## A look at current financial reporting issues

pwc

No. US2017-09  
April 27, 2017

### デリバティブの変動証拠金：検討事項のアップデート

目次	
背景.....	1
ヘッジ会計に関する検討事項....	2
ヘッジ関係の指定の取消し および再指定.....	2
ショートカット法への影響.....	2
変動証拠金に係る金利の影響...	3
表示に関する検討事項.....	3
貸借対照表における表示....	3
キャッシュ・フロー計算書に おける表示.....	4
投資会社のための表示 実現損益か未実現損益か... 5	
次のステップ.....	5

#### 要点

ロンドン・クリアリング・ハウス(LCH)およびシカゴ・マーカンタイル取引所(CME)は、その規則の一部変更を実施し、変動証拠金は、担保の差し入れではなく決済のための支払としての法的特性を有することとなりました。これらの変更は、LCH および CME が中央清算機関(CCP)として機能している場合には、CCPを通じて決済されるデリバティブに影響を与えることとなります。

従来、貸借対照表、損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書におけるこれらの金融商品の表示および会計処理は、変動証拠金の支払の法的特性が担保であるとみなして行われていました。しかし、上記の規則の変更を受けて、金融業界および米国証券取引委員会(SEC)スタッフは、財務諸表の表示の再検討を行いました。

#### 背景

.1 LCH および CME を含む一部の CCP が規則の変更を実施したことにより、変動証拠金の法的性質が変更され、担保の差し入れではなく、決済のための支払とみなされることとなりました。金融業界では、従来のデリバティブ契約を、評価損益に対する担保差入(collateralized-to-market (CTM)) 契約と呼んでいたのに対し、変更された規則の対象となるデリバティブ契約を、評価損益に対する決済(settled-to-market (STM)) 契約と呼んでいます。

.2 LCH は、規則変更の1つ目の段階として、(デリバティブの当事者が選択した場合に)特定のデリバティブ商品に影響を与えることになる変更を実施しました。CME は、2017年1月3日に規則の変更を適用しました。なお、この適用は任意ではなく、また、発効のために当事者の承認を必要としません。

.3 以前に PwC が公表した [In depth US2016-04「デリバティブの変動証拠金 – 変更が必要となるか \(Valuation margin on derivatives: Changes coming?\)」](#) および [In depth US2016-15「デリバティブの変動証拠金: 変更案に対するSECスタッフの回答 \(Variation Margin on derivatives: SEC staff responds to proposed changes\)」](#) では、一部の CCP が行った規則変更の概要を示し、また、関連する会計処理について国際スワップ・デリバティブ協会(ISDA)から提起された質問に対する SEC スタッフの回答を要約しています。しかし、その後も、それ以外の業界グループおよび利害関係者によって、財務報告における規則変更の影響についてのさらなる疑問が提起されていました。

## ヘッジ会計に関する検討事項

### ヘッジ関係の指定の取消しおよび再指定

.4 多くの企業が、CCP を通じて決済されるデリバティブを用いた関係にヘッジ会計を適用しています。変動証拠金の法的特性の変更に基づき、ISDA と米国証券取引委員会 (SEC) スタッフは、ヘッジ関係の指定に関する多くの論点について議論しました。

.5 CCP がこれらの規則変更に影響を与えるよう、既存のデリバティブ契約に適用される規則 (および、その結果として決済条件) が変更される可能性があります。SEC スタッフは、決済条件の変更時にヘッジ関係の指定の終了または指定の取消しを要求しないとする ISDA の結論に反対しませんでした。

.6 変動証拠金は日次ベースで支払または受取が行われるため、一部の人々から、デリバティブについて、日次ベースで指定の取消しまたは (ヘッジ関係を維持するための) 再指定を行う必要があるかという質問が寄せられました。SEC スタッフは、このような決済のための支払は日次での指定の取消しおよび再指定を求められないとする、ISDA の結論に反対しませんでした。この結論に至るなかで、ISDA は、名目上の金額および固定金利、変動金利など、デリバティブの条件は日次ベースで市場金利に合わせて再設定されないという事実に注目しました。その結果、ISDA は、このような決済のための支払は、1 つの金融商品の消滅および新たな金融商品契約の締結を日次ベースで発生させないと結論付けました。

### ショートカット法への影響

.7 ショートカット法を適用するために、企業は、通常は厳密に解釈され適用されている、規則主義の多くの要求事項に従わなければなりません。取引所の規則の変更により、デリバティブ金融商品および担保の金額 (担保の金額に係る金利支払を含む) は、単一の会計単位とみなされます。その結果、デリバティブの会計単位は、金利スワップの固定部分および変動部分の金利以外のキャッシュ・フローを含みます。SEC スタッフは、STM 契約ではガイダンスで想定されていない追加的な支払の可能性があるものの、ショートカット法に従ったヘッジ取引に指定されるスワップとして不適格ではないとする ISDA の結論に反対しませんでした。

.8 しかし、SEC スタッフは、企業は規則変更の結果として行われた変更以外に、ショートカット法の使用を妨げる追加の変更がないことを確かめる必要があると注意しました。

#### PwC の見解

この結論は、ショートカット法に従ったヘッジ関係に CCP で決済されるスワップを利用する企業に利益をもたらすものとなります。仮に CCP で決済されるスワップがショートカット法に適格でないとしていた場合、企業は、ロングホール法を適用することが要求されたでしょう (ロングホール法では、追加の定量的分析と測定が要求されます)。

## 変動証拠金に係る金利の影響

.9 STM 契約では、差し入れられた日次の変動証拠金は、法的には決済のための支払として特徴づけられますが、差し入れた／受け入れた変動証拠金の累計金額に係る利息の受取／支払は継続されます。この金利は価格調整利息 (PAI) または価格調整 (PA) と呼ばれることがあります。前述のとおり、STM 契約では、デリバティブ契約、変動証拠金および PAI/PA は、単一の会計単位とみなされます。利害関係者からは、会計基準コード化体系 (ASC) 815「デリバティブおよびヘッジ」のガイダンスをロングホール法が適用されるヘッジ関係に適用する際、PAI/PA は有効性の評価および非有効部分の測定に影響を与えるのかどうかという疑問が示されていました。

.10 PwC は、PAI/PA を発生時に純損益に直接認識することは、規則変更前に行われていた報告方法と首尾一貫した方法であり、SEC スタッフはそれに反対しないだろうと理解しています。PwC は、SEC スタッフは PAI/PA を純損益に直接認識することによって財務報告の透明性が最も高まると考えていると理解しています。このため、SEC スタッフは、ASC815 のガイダンスをロングホール法が適用されるヘッジ関係に適用する際に、PAI/PA を有効性の評価および非有効部分の測定に含めるべきだとは考えないでしょう。

### PwC の見解

現在の金利環境下では、PAI/PA が有効性の評価および非有効部分の測定に重要な影響を持つことになるとは考えにくいですが、常にそうであるとはかぎりません。さらに、こうした見解が意味するのは、企業はヘッジの有効性の評価および非有効部分の測定に関する PAI/PA の影響を把握するためにプロセスを変更する必要はないということです。

損益計算書上でヘッジ関係における PAI/PA がどのように報告されているかについて、企業が明確かつ透明性の高い開示を行うことが重要です。

## 表示に関する検討事項

### 貸借対照表における表示

.11 多くの場合、CCP を通じて決済されるデリバティブに係る変動証拠金が差し入れられる場合、変動証拠金の支払(または受取)は、法的には担保として特徴づけられています。差し入れられた担保は、会計上の観点からは、デリバティブの残高から切り離された別個の会計単位であるとみなされます。差し入れられた現金担保は通常、預け金(資産)または利付きの債権として計上されます。逆に、受け入れた現金担保は通常、預り金(負債)または利付きの債務として計上されます。米国会計基準 (US GAAP) に基づく貸借対照表上の相殺に関する規則は、差し入れた／受け入れた担保が、貸借対照表上のデリバティブ負債／資産と純額で表示できるか否かを定めています。このような表示(総額か純額か)は、容認されていますが、会計方針としての選択であり、要求事項ではありません。

.12 STM 契約では、差し入れられた日次の変動証拠金は、法的には担保の差し入れではなく決済のための支払として特徴づけられます。しかし、決済のための支払はデリバティブ契約を終了させません。契約は存続し、将来の支払を決定付ける条件(例:金利スワップの名目元本、固定金利、変動金利の条件)は変更されないままであるためです。

.13 変動証拠金が法的な決済とみなされる場合、SEC スタッフは、企業がデリバティブ契約、変動証拠金、および関連する価格調整金額(担保に関して支払われたまたは受取った金利)を貸借対照表に表示するにあたって単一の会計単位として会計処理することに反対していません。しかし、SEC スタッフは、変動証拠金の支払はデリバティブ契約を終了させないため、ASC815 のデリバティブ開示要求事項が引き続き適用されることを明確化しました。

## PwC の見解

変動証拠金の会計上の取扱いは、法的特性(担保か決済のための支払か)に従わなければなりません。変動証拠金の法的特性の変更は、デリバティブおよび担保の金額の貸借対照表における報告方法を変更する可能性があります。さらに、担保および相殺の一覧表におけるそれらの開示方法にも影響を与える可能性があります。

## キャッシュ・フロー計算書における表示

.14 変動証拠金の支払の法的特性の変更に伴い、財務諸表作成者は、キャッシュ・フロー計算書におけるこれらの金融商品の表示についても疑問を提起しました。とりわけ、財務諸表作成者は、企業のこれまでの実務が変動証拠金の支払に係るキャッシュ・フローを関連するデリバティブ契約の決済とは別個に報告していた場合、貸借対照表における変動証拠金の取扱いの変更と同様に、キャッシュ・フローの表示にも変更が生じることになるのではないかと懸念していました。

.15 一部の企業は、ヘッジ関係で用いるデリバティブに関連するキャッシュ・フローの分類を、キャッシュ・フロー計算書上のヘッジ対象の分類と整合的に行うことを選択していました。例えば、将来の売上高をヘッジするデリバティブ金融商品のキャッシュ・フローを営業キャッシュ・フローとして報告している場合があります。これに対し、別の企業では、担保に関する現金の支払および受取は、担保勘定が資産ポジションである場合には投資キャッシュ・フローとして、担保勘定が負債ポジションにある場合には財務キャッシュ・フローとして取り扱っている場合があります。このような企業は、変動証拠金の支払を営業キャッシュ・インフローおよびアウトフローに分類変更することは、財務諸表利用者を混乱させる可能性があることを懸念しました。

.16 会計ガイダンスは、デリバティブが「僅少とはいえない(other-than-insignificant)」金融要素を有している場合には、当該デリバティブに関連するすべてのキャッシュ・フローを財務活動に分類することを要求しています。今後、変動証拠金および PAI/PA は単一の会計単位の一部であるとみなされるため、デリバティブが「僅少とはいえない」金融要素を有している場合には、変動証拠金および PAI/PA に関連するキャッシュ・フローも財務活動として報告しなければなりません。

.17 デリバティブが「僅少とはいえない」金融要素を有していない場合には、SEC のスタッフは SEC 登録企業が今後も変動証拠金の支払と「デリバティブの決済」をキャッシュ・フロー計算書上の異なるカテゴリーに表示することに反対しないだろう、と PwC は考えています。これは、変動証拠金の支払は「デリバティブに関するその他のキャッシュ・フロー」から区分でき、ASC230「キャッシュ・フロー計算書」のもとでキャッシュ・フローの別個に識別可能な発生源および使途として結論づけることが支持されるであろうとの見解に基づいています。この見解は、こうした状況において、貸借対照表における表示目的上の会計単位が、別個に識別可能なキャッシュ・フローの表示を決定づけるものではないことを認めるものです。さらに、PwC は、SEC スタッフは STM 契約に関連するすべての支払を、キャッシュ・フロー計算書において同じ分類で報告される単一の会計単位に分類することについても反対しないだろうと理解しています。

## 投資会社のための表示－実現損益か未実現損益か

.18 投資会社は、この規則変更以前は、通常、オープンなデリバティブ (CCP を通じて決済されるデリバティブを含む) の公正価値の変動を未実現損益として表示していました。変動証拠金の支払が法的な決済として取り扱われることになった場合、変動証拠金の支払を通じて決済された公正価値の変動を STM 契約に関する実現損益として分類すべきかどうかについて疑問が提起されていました。

.19 この規則変更は、業界が先物契約に関する従来の表示を再検討するきっかけにもなりました。先物契約は様々な取引所で取引されています。これらの契約の多くについて、変動証拠金の支払は、決済のための支払であるとみなされています。しかし、公正価値の変動は、営業報告書上に未実現損益として報告され、契約がクローズされた時点ではじめて、公正価値の累積的な変動が未実現損益から実現損益へと再分類されています。

.20 会計ガイダンスは、損益計算書における表示目的上の「未実現」および「実現」を定義していません。PwC は、現在投資会社が先物契約の会計処理を行っている方法および米国公認会計協会 (AICPA) の監査および会計に関するガイド「投資会社」における先物契約の表示方法と同様の方法で、投資会社が CCP で決済される STM デリバティブ (または先物) の公正価値の変動を未実現損益として表示することについて、SEC スタッフは反対しないだろうと理解しています。また、PwC は、SEC スタッフは、これまで変動証拠金の支払を通じて「決済」されてきた CCP を通じて決済される STM デリバティブ (また先物) の公正価値の変動を、投資会社が実現損益として表示することにも反対しないだろうと考えています。投資会社はこの会計方針の決定を首尾一貫して適用しなければなりません。しかし、投資会社は、これらの金融商品の貸借対照表上の表示および注記による開示を検討する必要があります。また、財務諸表上におけるデリバティブの表示方法に関して開示の透明性を確保しなければなりません。

## 次のステップ

.21 PwC は、他の CCP は類似の規則の変更を実施または検討するさまざまな段階にあるものと理解しています。潜在的な影響を考えると、企業は CCP が発表するあらゆる規則の変更を注視することが推奨されます。

.22 これらの (および類似する) 規則の変更は企業が当事者であるデリバティブ金融商品に関連するため、企業は、注意深く状況を監視しなければなりません。PwC は、CME による規則変更が第 1 四半期の財務報告に影響を与えることになると理解しています。企業はこれらの支払の特性を結論付けるために、企業が当事者となっている契約、さらにはそのような契約を規定する法的枠組みを検討する十分な法的分析を行わなければなりません。この分析は文書化され、継続的に更新されなければなりません。

### お問い合わせ

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2017 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, visit [www.cfodirect.pwc.com](http://www.cfodirect.pwc.com), PwC's online resource for financial executives.